

令和7年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等一覧(栃木地域:第6・7地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	片柳町三・四丁目	【市道 2065 号線やオハン NEW 西店西北の横断歩道付近への道路灯設置について】 当該市道 2065 号線は片柳 4 丁目交差点から栃木駅方面に直線道路となり、車両はある程度スピードを上げて通過することが多く、朝夕は交通量も多い状況にあります。 そんな状況の中で、3 年前の夕暮れ時に横断歩道を通行中の方が交通事故で死亡する事例や、昨年 10 月にはファッションセンターしまむらの付近でも、同じく夕暮れ時に当該市道にて交通事故が発生しました。 私ども自治会としても交通事故ゼロを目指し、上記重大死亡事故がいつでも夕暮れ時に発生していることから、昨年 12 月には自治会内で希望する方に反射タスキや反射腕章等を配布し、利用いただいているところであります。 今回の要望は、地域住民が比較的多く利用する標記横断歩道付近への道路灯設置であります。設置により車両運転者から歩行者等に対する視認性が向上し、必ずや交通事故の減少に寄与するものと思われまます。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 昨年10月に発生した事故に伴い、11月に関係機関と現場状況を確認し、再発防止対策として交差点注意の看板や路面表示、注意喚起の啓発活動を実施してまいりました。 今後につきましても、ご要望の道路灯の設置も含め再発防止対策を検討してまいりますので、ご理解願います。
2	片柳町5丁目	【盛土の利活用と維持管理について】 盛土完了後、市としては盛土の利活用についてどのような計画があるのか。 地域住民としては、災害時の避難・備蓄施設兼公民館建設をお願いしたい。また、永野川堤防と同じ高さなので、車の避難場所としても(2019 年水害時、避難場所の栃木西中での車内流入の教訓を生かすためにも) また、盛土法面の土流出がみられるので、法面の維持管理についてどのようにする考えなのか。	【管財課:TEL 21-2601】 【治水対策室:TEL 21-2785】 ご質問の箇所は令和7年6月に盛土が完了したところであり、盛土地については現在、県において進められている永野川河川改修工事が完了するまでの間、事業用地(資材置き場、仮土置き場)として活用していく予定です。 将来、行政として土地を利活用しなくなった場合には、その土地の形状や周辺環境などを考慮しながら、新たな利活用について検討してまいります。 また、盛土法面の土壌流出につきましては、県と市で現地を点検したところ、法面が崩れているところが数か所確認できましたので、県において補修を行ったところでありまます。今後の盛土地の管理につきましては、盛土法面を含め市において適正な維持管理を行ってまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
3	片柳町 5丁目	【栃木商業高校北西道路の安全確保、歩道橋の維持管理について】 太平山公園線は交通量が多く、西進する左折レーンが住宅地側に食い込む形状となっている。住民が道路に車を出る際に、栃木商業高校の生垣で車の確認が難しく、事故発生の危険性が高い。さらに、道路北側のガソリンスタンドから出てくる車もあるため、危険が高まる。 この件については、4月1日に道路維持課に地図と動画を持ち対応をお願いしたが、まだ回答が無いので、再度お願いしたい。 また、児童等の登下校の安全や美化確保のため、年2回、5丁目の清掃活動でバイパス歩道橋の雑草取りや溜土除去作業を行っているが、自治会員の高齢化もあり重労働は年々難しくなっている。歩道橋階段の一部が破損しているところもあるため、定期的な維持管理をお願いしたい。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望の箇所について、安全確認の補助を目的としてカーブミラーの設置を検討しておりますが、反対側がガソリンスタンドの出入り口になっていることや、バイパスの歩道橋もあるため、管理者である県と協議をしましたところ、歩道内に設置することは通行の安全上難しいと回答がありました。 設置場所につきまして今後検討してまいりますので、大変申し訳ございませんが、もう少し時間をいただきたいと思います。 バイパス歩道橋に関しまして、管理者である県へ確認したところ『片柳歩道橋については、定期的に清掃や点検を行い、破損箇所については適宜補修を行うなど、歩道橋の適正な管理に努めてまいります』との回答でありました。 市といたしましても、引き続き県へ要望してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
4	平井町	【野生動物の出没や被害に対する今後の対応について】 平井町には太平山があり県立自然公園として桜やアジサイの時期、秋の紅葉の時期には観光客が多く訪れる、自然豊かで閑静な地域であるが、近年は野生動物(イノシシ等)が頻繁に出没し、住民や観光客に注意喚起する状況にある。 今年5月中旬には、民家の屋根に猿3～4頭が出没し、自治会役員会で情報共有と注意喚起を行った。また、数年来イノシシが頻繁に出没し、昨年度は観光客が訪れるアジサイ祭りの期間中にアジサイ坂に現れ新聞に報道されたり、クマの様な動物が目撃され注意喚起の回覧も行った。他にも、鹿やハクビシン等の野生動物の目撃情報や山野の植物や野菜等の被害も報告されている。 このように、数年来野生動物の出没や被害は増加しており、これまでは重篤な人的被害は発生していないが、今後発生する可能性は否定できない。このような状況下において、今後、市としては野生動物等に対する対策や対応をどのように考えているのか、お伺いしたい。	【農林整備課:TEL 21-2289】 太平山周辺における野生動物の出没につきましては、地元の皆様や観光で訪れる方々にとって、安全・安心な生活環境を脅かしかねない問題であり、市としても極めて重要な課題として認識しております。今年5月には、民家の屋根にサルが複数出没するなど、住宅地に接近した事例も報告されており、地元の皆様にも大変ご心配をおかけしているところ です。 太平山一帯は、桜やアジサイ、紅葉の名所として、多くの観光客が訪れるとともに、自然豊かで静かな住宅環境を有する魅力ある地域でございますが、イノシシをはじめとした、野生動物の生息域と重なっており、特に昨今は、人間の生活様式の変化や耕作放棄地の増加などの影響により、野生動物の出没の頻度が年々高まっております。 実際に、昨年度のあじさいまつりの期間中には、会場周辺でイノシシの出没が確認され、市でも警戒態勢を強化した経緯がございます。 このような状況を踏まえ、市では現在、地元の猟友会との緊密な連携のもと、野生動物の出没の多いエリアや、通行が想定される山際において、箱わなを集中的に設置し、安全対策の強化を図っております。 また、農地や自宅敷地への侵入防止対策として、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置に対する補助制度(個人で設置する場合、補助率2/3、上限20万円)を設けているほか、ハクビシン及びアライグマ対策として、被害を受けている方に対し、捕獲用箱わなの貸出(最長2か月)を行っております。 今後も、人的被害の恐れのある野生動物が目撃された場合には、速やかに警察や猟友会と連携して対応にあたるとともに、現地確認や初動対応に努めてまいります。併せて、地元の皆様におかれましても、野生動物を誘引するおそれのある放置果樹等の撤去や、藪や茂みの刈払等の環境整備にご協力いただけますようお願い申し上げます。 市といたしましては、今後も地域の皆様との連携を一層強化しながら、自然との共生を図りつつ、安全・安心なまちづくりを進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
5	富士見町	【横断歩道への信号機設置及び通学路への防犯灯の設置】 1. とりせん蔵の街店北側の横断歩道に信号機を設置して欲しい。左右から来る車のほか、丁字路から出てくる車もあり、一方のみ停車してくれても他方からの車が通過してしまい危険。 2. 通称女子高通り南西側へ防犯灯を設置して欲しい。特に冬の夕方、栃木駅方向に大勢の学生が通行するが、暗い中で紺色の服装なので、事故の起きる可能性が高い。	【交通防犯課:TEL 21-2151】 1. 要望箇所につきまして、現地確認を行いました。 栃木県警察の信号機設置に関するご案内では、信号機を設置する場合、全国統一の基準である「信号機設置の指針」の条件に該当する場所の中から、真に必要性の高い場所に設置することとなっています。また、令和7年度に新設される信号機数は、栃木県内で10基となる見込みとのことです。 なお、信号機設置については、栃木県公安委員会が権限を有しておりますので、市から栃木警察署に対し、地元からのご要望としてお伝えをいたしました。 2. 防犯灯の設置については、「防犯灯設置等に係る申し込み受付に関する通知」と「自治会長の手引き」でご案内いたしましたとおり、毎年6月末までに新設申込書を交通防犯課へご提出いただくようお願いしております。 ご要望の現地を確認したところ、当該道路の北側には50～60メートルおきに防犯灯が電柱に設置されているのに対し、南側には女子高通りから約400メートルの間、防犯灯がないことを確認しました。新設申込書を市に提出いただいた後、付近の照明の状況や防犯灯が設置可能な電柱の有無などを考慮し、設置の可否について判断させていただいております。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
6	錦町	【巴波川一斉清掃の際の怪我の保障、ボランティア増員など】 巴波川一斉清掃は、市の環境基本計画にも基づき、巴波川の環境美化を推進するために、「栃木市河川愛護会」「栃木市自治会連合会」「栃木市地域クリーン推進員連合会」の合同事業として実施されています。本活動には沿岸自治会および関係団体の協力を得て多くの市民が参加し、毎回市職員の皆様にもご協力をいただき、心より感謝申し上げます。 当自治会も近隣住民の一員として、保健部を中心に参加者を広く募り、清掃活動に積極的に取り組んでいます。しかし、巴波川嵩上げ工事により、道路から清掃場所へ降りるハシゴの段数が増え、高齢者の参加者が多いことから、転倒事故などの発生が懸念されます。 そこで、以下の対策について伺います。 ・清掃参加者の怪我に対する治療費の保障はあるのでしょうか。 ・地域住民以外のボランティア参加者の増員は検討しているのか。 ・巴波川につながる側溝の浚渫も本活動に組み込むことは可能か。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ・治療費の補償についてですが、河川愛護会としての活動中に発生した傷害事故につきましては、栃木県道路河川愛護連合会が加入している保険で補償を行っております。河川清掃中の事故や熱中症、脱水症、また、活動に参加するための往復途上中の事故が適用範囲となっております。 ・ボランティア参加者につきましては、栃木市建設業関連団体連絡協議会様、東武栃木市役所店様、栃木信用金庫様、みずほ銀行様などの地元企業にもお声掛けをしてお協力いただいております。今後につきましてもボランティア参加者が増えるよう広報誌やケーブルテレビ等を活用し、広く周知することに努めてまいります。 ・側溝の浚渫につきましては、道路愛護活動として、地元の皆様をお願いしております。巴波川一斉清掃の当日に実施しても構いませんし、それ以外でも、道路愛護活動の清掃としてご協力頂けると幸いです。清掃に必要な道具の貸出や、出た土砂の回収は、市で行っております。